

○むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則

平成28年4月1日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例(平成28年むつ市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

2 この規則において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により条例第4条の規定の適用を受けない建築物等について、法第3条第2項の規定により引き続き条例第4条の規定(同条の規定が改正された場合には、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。

(既存の建築物等に対する制限の緩和)

第3条 条例第5条の規則で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の条例第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前条の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力量、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力量、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- (5) 用途の変更(次条に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないこと。

(用途の変更に対する準用)

第4条 条例第6条第2項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 用途の変更が令第137条の18第8号から第11号まで及び令第137条の19第1項各号に掲げる類似の用途相互間におけるものであって、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合
- (2) 用途の変更が令第137条の19第2項第1号に規定する類似の用途相互間におけるもので

ある場合

(3) 用途変更後の条例第4条の規定に適合しない用途に供する建築物等の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えない場合

(4) 条例第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えない場合

(特例許可の申請等)

第5条 条例第8条の規定による許可（以下「特例許可」という。）を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、特例許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 申請理由書

(2) 付近見取図

(3) 許可申請区域を明示した土地利用計画図

(4) 許可申請区域の面積を算出した図面

(5) 建築物の各階平面図

(6) 建築物の面積を算出した各階平面図

(7) 2面以上の立面図及び断面図

(8) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物等については、工場等調書（様式第2号）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(許可の決定等)

第6条 市長は、特例許可をする場合においては、あらかじめその申請に係る区域内において利害関係を有する者及び市民から公開による意見の聴取を行い、かつ、むつ市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による許可を受けた建築物等の増築、改築又は移転（次に掲げる要件に該当する場合に限る。）について許可をする場合においては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の条例第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積等の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積等の合計を超えないこと。

(3) 条例第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の14日前までに公告しなければならない。
- 3 市長は、特例許可の申請について、その内容を審査し、許可をするときは特定用途制限地域内建築許可決定書（様式第3号）により、許可をしないときは特定用途制限地域内建築不許可決定書（様式第4号）により、特例許可申請書の副本及びその添付書類を添えて申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による許可をする場合には、火災予防上の支障の有無に関し、特例許可に係る審査について（様式第5号）により、下北地域広域行政事務組合消防長の審査を受けなければならない。

（証明書の交付）

第7条 建築主は、その建築行為が条例第4条ただし書又は第8条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付をむつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の規定に該当する建築物等であることの証明申請書（様式第6号）により市長に求めることができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

特 例 許 可 申 請 書

むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (宛先) むつ市長 住所 申請者 氏名 印									
1	建築主の住所及び氏名				電話番号				
2	代理人の住所及び氏名				電話番号				
3	許可申請事項								
4	敷地の位置等		(1) 地 名 地 番						
			(2) 特定用途制限地域の区分						
5	主要用途			6	申請部分用途			7	工事種別
8 申 請 内 容	区分	申請部分		申請以外の部分		合 計		敷地面積に対する割合	
	敷地面積	㎡		㎡		㎡		%	
	建築面積	㎡		㎡		㎡		%	
	延べ面積	㎡		㎡		㎡		%	
	畜房面積	㎡		㎡		㎡		%	
	畜房以外の面積	㎡		㎡		㎡		%	
	構造			階数		地上 階、 地下 階			
9	道路幅員	A	m		B	m		C	m
1 0	工事予定年月日	(着工) 年 月 日 (完了) 年 月 日							
1 1	その他必要な事項								
※受付欄		※許可年月日				※許可番号			
		年 月 日				第 号			
		※許可条件							

備考

- 1 ※印の欄は記入しないでください。
- 2 3 欄は、具体的に適用の除外を受けたい建築物又は工作物の内容を記入してください。
- 3 4 の（2）欄は、条例別表の特定用途制限地域のうち該当するものを記入してください。

様式第2号（第5条関係）

工 場 等 調 書

1	建 築 等 の 場 所					
2	地 域 名					
3	原動機を使用する 作 業 場		申 請 部 分	申請部分以外の部分	合 計	
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	
		延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	
4	物 品 の 製 造、 処 理 又 は 加 工	原料の種類		製 造 、 処 理 又 は 加 工 の 別		
5	製品の最大貯蔵量 又は最大処理量					
6 原 動 機		種 類	出力の k w 数		台 数	
			k w		台	
	既存					
計						
7 機 械 設 備	名 称		既 存 台 数	申 請 台 数	合 計	
			台	台	台	
8 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 処 理	種 類	貯 蔵 又 は 処 理 の 別	数 量 又 は 容 量			
			既 存	申 請	合 計	

様式第3号（第6条関係）

特定用途制限地域内建築許可決定書

年 月 日

申請者 様

むつ市長



1 申請年月日 年 月 日

2 許可年月日 年 月 日

3 許可番号 第 号

4 建築場所

5 建築物の概要 主要用途
工事種別
申請面積

上記の特例許可申請に係る建築物の計画について、むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例第8条第1項の規定に基づき許可したので、通知します。

（注）

- 1 この通知書は、大切に保存しておいてください。
- 2 この通知書は、条例第4条（用途の制限）で制限を受ける建築物等について、特例により許可するものであり、本通知書をもって建築確認申請が省略されるものではありません。
- 3 他の法令等による手続が必要な場合は、その規定に従ってください。

様式第4号（第6条関係）

特定用途制限地域内建築不許可決定書

年 月 日

申請者 様

むつ市長



年 月 日付けで申請のあった、特例許可に係る建築物の計画について、次の理由により許可をしないこととしたので、通知します。

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、むつ市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、むつ市を被告として（訴訟において市を代表する者はむつ市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 5 号（第 6 条関係）

特例許可に係る審査について

年 月 日

下北地域広域行政事務組合 消防長 様

むつ市長 印

下記の計画について、むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例第 8 条第 1 項の規定による特例許可をするに当たり、火災予防上の観点から計画建築物における支障の有無を確認する必要があるため、むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則第 6 条第 4 項の規定に基づき、特例許可に係る審査を求めます。

記

- 1 特例許可申請者 住所
氏名
- 2 建築物敷地の概要

(1) 地名地番

(2) 特定用途制限地域地区名

(3) 敷地面積 ㎡
- 3 建築物の計画の概要

(1) 主要用途

(2) 工事種別

☐新築 ☐増築 ☐改装 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

(3) 申請棟数 棟

(4) 延床面積

a 申請部分の面積 ㎡

b 申請以外の部分の面積 ㎡

c 合 計の面積 ㎡

(5) 建築面積

a 申請部分の面積 ㎡

b 申請以外の部分の面積 ㎡

c 合 計の面積 ㎡

(6) 建築物の階数

a 地階を除く階数(地上階段) 階

b 地階の階数 階

(7) その他
- 4 備考

様式第6号（第7条関係）

むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の規定に該当する建築物等であることの証明申請書

次のとおり、建築物等がむつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の規定に該当している旨の証明書の交付を申請します。 年 月 日 (宛先) むつ市長 申請者 住所 氏名 電話 ()		
建築（建設）をしようとする土地の所在		
区 域 区 分	☐ 居住環境保全地区 ☐ 自然環境共生地区 ☐ 産業業務地区 ☐ 幹線道路沿道地区 ☐ 用途地域	
条例第4条の場合	該 当 の 有 無	有 ・ 無
条例第8条の場合	適 用 の 除 外 の 有 無	有 ・ 無
建 築（ 建 設 ） 計 画 の 概 要	開 発 行 為	有 ・ 無 (m ²)
	敷 地 面 積	m ²
	用 途	
	工事の種別	
	そ の 他	
上記のとおり、むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の規定に該当していることを証明します。 年 月 日 むつ市長		

(注) 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)